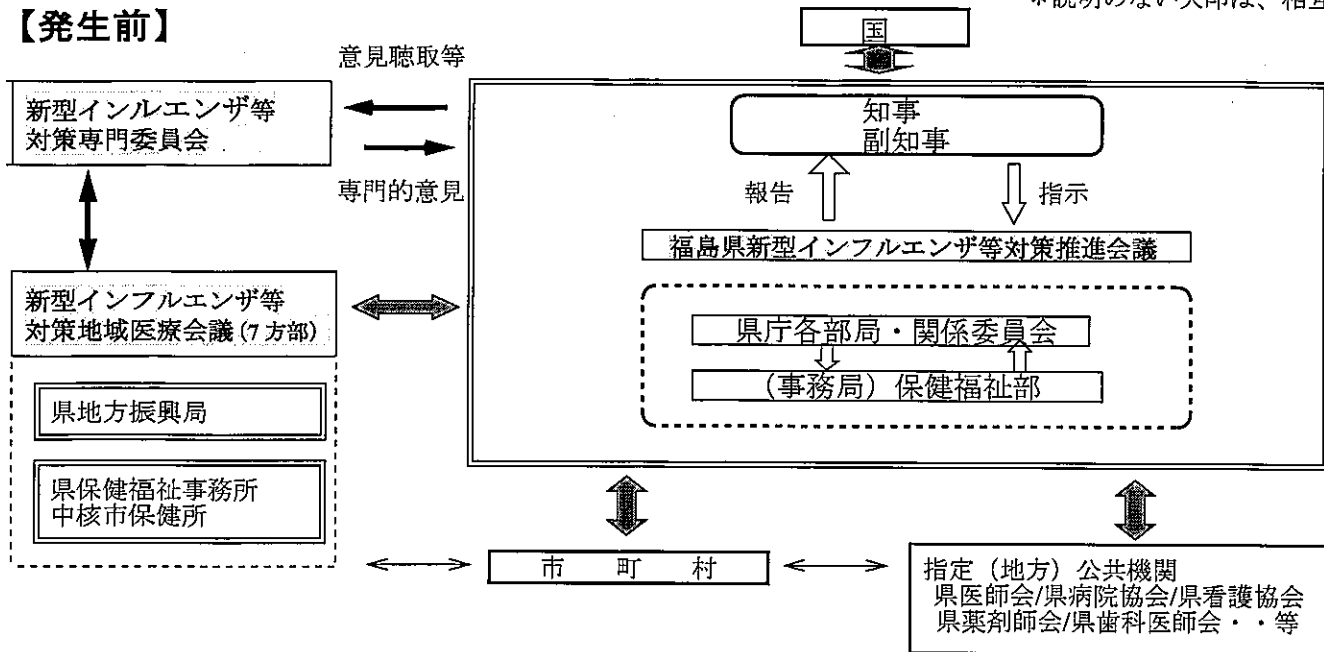


実施体制概要・行政機関の役割分担

1 福島県の実施体制

*説明のない矢印は、相互連携

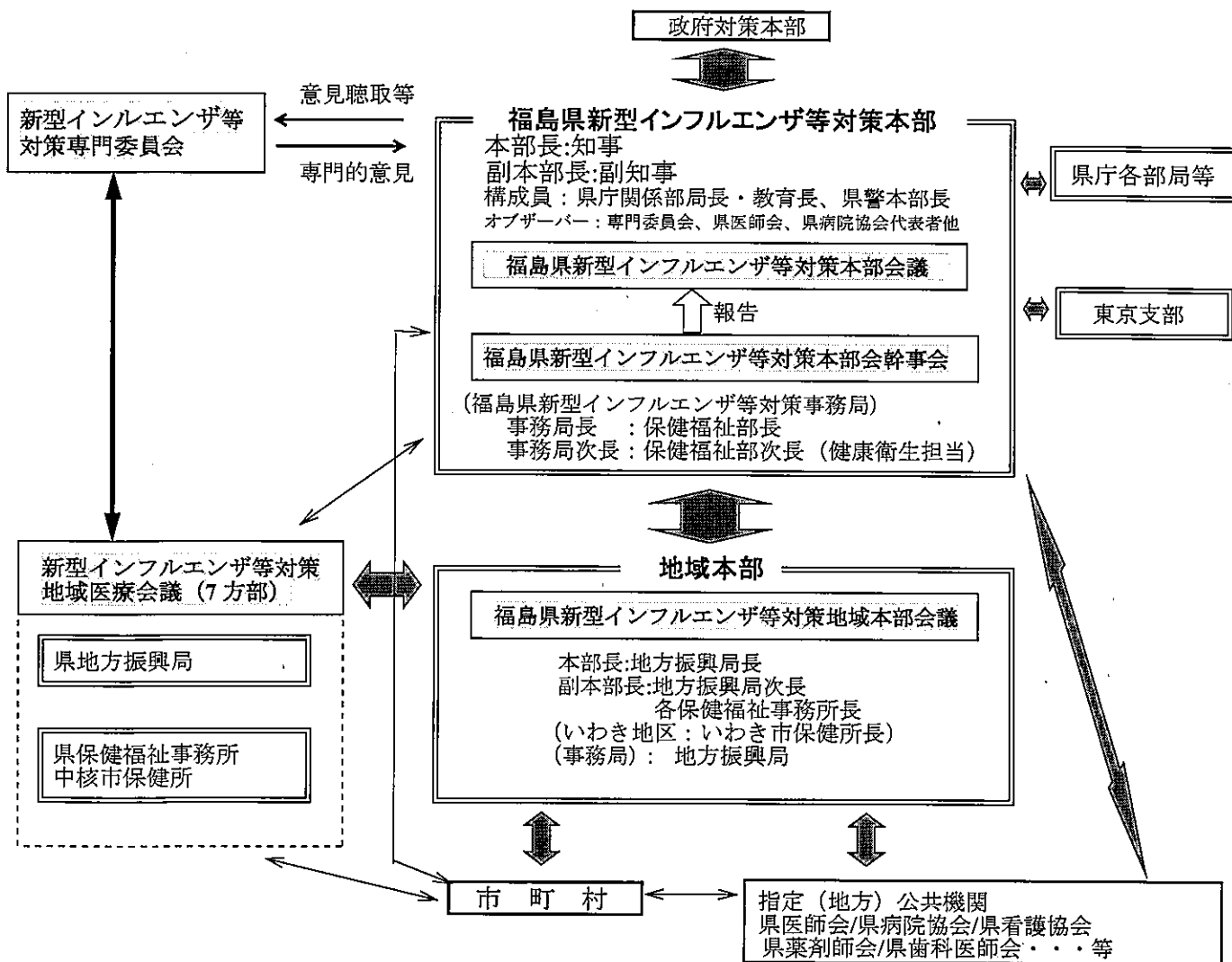
【発生前】



*必要に応じて、県・市町村・指定（地方）公共機関等の連携を図るため、随時会議を開催することとする。

【発生後】

※政府対策本部設置後直ちに県対策本部を設置する。



2 行政機関の役割分担

幅広い政策分野においてきめ細やかな対応が求められる新型インフルエンザ等対策を推進するため、県は、国、保健所設置市、市町村と連携し、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

(1) サーベイランス

平時から継続して行うインフルエンザサーベイランス体制の整備を行い、新型インフルエンザ等が発生した際には、国内での新型インフルエンザ等の発生をできるだけ早く発見し、その後の感染の広がりや患者数の増加の状況を調べ、その後の患者の診断・治療を的確に行うため役立てる。

分担	未発生期	海外発生期～ 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
国 2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から継続して行うサーベイランス体制の整備 ・ 患者発生サーベイランス ・ ウイルスサーベイランス ・ 入院サーベイランス ・ 学校サーベイランス等 ・ 感染症流行予測調査 ・ 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出基準(症例定義)通知 ● 患者全数把握の実施を通知 ● 学校サーベイランスの強化を通知 ● ウイルスサーベイランスの強化を通知 ● 国民の免疫保有状況の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床情報の分析 ● 迅速診断キットの感度・特異度等の有効性の検証 ● 死亡・重症患者の状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス等の強化の中止を通知 ● 患者全数把握の中止を通知 ● ウイルスサーベイランスの強化の中止を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再流行の早期探知のため、学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスの強化を通知 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査に関する都道府県等の職員を対象とした研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生地における積極的疫学調査の支援(必要に応じて国立感染症研究所職員の派遣) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査の支援 			
県 1) 3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から継続して行うサーベイランスの実施 ● 地域の実情に応じたサーベイランスの実施(学校欠席情報システム) ● 報告機関に対する報告内容・方法等に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者全数把握の実施 ● 学校サーベイランスを強化し実施 ● ウイルスサーベイランスを強化し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・重症患者の状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス等を平時の体制に戻し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者全数把握を中止。(ただし、地域感染期以降についても都道府県等の判断により継続可能) ● ウイルスサーベイランスを平時の体制に戻し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスを強化し実施
	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査に係る資料等を参考に、職員の研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者(確定例)」、及び「濃厚接触者」の調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査の中止 			
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び県の要請に応じ、適宜協力 ● 地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて) 					

● 従来の計画を評価、第二波に備える

1): 保健所設置市は、県と同様の役割を担う。

2): 国は各段階で得た情報収集・分析等した上で、対策還元を活用する。

3): 県は各段階で得た情報を国に報告するとともに、分析等した上で、情報還元する。

(2) 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)

新型インフルエンザ等発生時の県民の不安と混乱を解消するためには、県民に対し、国内外の正確な情報を伝達することが重要である。特に、新型インフルエンザ等の国内発生が確認された以降は、感染の拡大を防ぎ県民の健康を守る観点から、適切かつ効果的に可能な限りの情報提供を行う。

分担	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期以降	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを国民に提供する。 ● 地域への感染拡大の起点となりやすい学校等の児童生徒等に対して丁寧に指導していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 記者発表に際しては、地方公共団体と情報を共有し、タイミングと内容を合わせる。記者発表については頻度を特定して行う。 ● 個人情報の公表の範囲はプライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。 ● コールセンター等を設置。政府対策本部と関係省庁はホームページ等により情報提供 			<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の計画を評価
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症ニュースレター等を活用し、予防及びまん延防止に関する情報を県民に提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及びWHO等が公表する最新情報の収集に努め、必要に応じて、県民、市町村、各関係機関及び報道機関に対し、記者発表やホームページ等あらゆる手段を通して情報提供を行う。 ● 国や市町村、各関係機関とのインターネットを活用し双方向の情報共有を行う。 ● 一般相談窓口(コールセンター)を設置し、県民に対する注意喚起及び不安の解消を図る。 ● 帰国者・接触者相談センターに関する必要な情報を周知する。 ● 県民や医療機関等からの問い合わせに適切に対応するために、基本的なQ&Aを作成しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策本部を設置した場合、広報班は、国が発表する患者の発生状況や県の対応状況等の情報を収集し、速やかに、県民、市町村、各関係機関及び報道機関に記者発表やホームページ等あらゆる手段を通して必要な情報を提供する。 ● 各部署も独自に、関係省庁等を通じて情報収集を行い、対策本部に提供する。 ● 新型インフルエンザ等発生後は、感染者の状況等を踏まえ、随時Q&Aの改訂を行う。 ● 緊急事態宣言時は、地域対策本部を設置し、地域本部事務局情報班において、地域における情報の集約を行うとともに、対策本部に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策本部広報班は、県内の患者の発生状況、県の対応状況について情報を集約し、速やかに、県民及び報道機関、各関係機関に必要な情報を提供する。 ● 地域対策本部を設置し、地域本部事務局情報班において、地域における情報の集約を行うとともに、対策本部に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の要請に応じ、国の評価に協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集・提供体制を整備し、国及び県等が発信する情報を入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び県等が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 発生状況・対策・交通機関の運行状況等の情報提供 ● 生活相談を含む相談窓口の設置 	

(3) 水際対策(検疫、来航者への対応、在外邦人への支援等)

県は、平時から、管轄する検疫所等と緊密な連携体制を整備する。また、検疫所から同乗者等に対する健康監視の要請があった場合、迅速に対応を行う。

分担	対策	未発生期	海外発生期～ 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
国	検疫	<ul style="list-style-type: none"> ●検疫体制強化の準備(个人防护具や器材の備蓄等) ●停留施設の確保 ●検疫所での訓練等の実施 ●健康監視体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●検疫の強化 ●必要に応じ、検疫空港・港の集約化、隔離、停留等の実施 ●航空・船舶会社に運行自粛等を要請 ●健康監視対象者情報の都道府県への送付 ●都道府県からの報告の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内の感染拡大状況等を踏まえ検疫体制を縮小・終了 		<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価
	来航者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ●外国人に対する査証措置(審査の厳格化、発給の停止) ●密入国者の取締強化 ●第三国経由の入国者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●来航者への対応の継続 		
	在外邦人への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ●在外邦人支援の準備と情報提供 ●諸外国や国際機関等との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ●在外邦人支援と帰国希望者支援 ●感染症危険情報の提供 ●渡航自粛の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ●在外邦人支援と帰国希望者支援の継続 ●情報提供の継続 ●不要不急の出国自粛の勧告 		
県	検疫等	<ul style="list-style-type: none"> ●検疫所の実施する訓練等への参加 ●入国者における健康監視体制の整備¹⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の要請に応じ、適宜協力 ●健康監視の実施及び国への結果報告 	<p style="text-align: center;">終了時期は国が判断</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●国の要請に応じ、国の評価に協力
市町村	検疫等	<ul style="list-style-type: none"> ●国及び県の要請に応じ、適宜協力 				

1): 保健所設置市は、県と同様の役割を担う

(4) まん延防止

健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するための、まん延防止対策を講じることが重要である。

	未発生期	海外発生期～ 県内未発生期		県内発生早期	県内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 ●衛生資器材等の供給体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内でのまん延防止対策の準備 ●感染症危機情報の発出等 ●在外邦人支援 	緊急事態ではない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や事業者に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請 ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に資する目安を示す ●都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請 		
				緊急事態の場合		
県	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 1) 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内でのまん延防止対策の準備 2) 	緊急事態ではない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行う 3) (地域感染期には、患者対策及び濃厚接触者対策は実施しない) ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請 ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請 4) 		
				緊急事態の場合		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●国及び県の要請に応じ、適宜協力 					

●従来の計画を評価、第二波に備える

1)2)3)4): 保健所設置市は、県と同様の役割を担う

(5) 予防接種

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外のまん延防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

分担	対策	未発生期	海外発生期～ 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
国	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンの研究開発を促進 ●プレパネミックワクチンの原液の製造・備蓄(一部は製剤化) ●円滑に流通できる体制を整備 ●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し、申請を受け、登録を実施 ●備蓄したプレパネミックワクチンのうち、有効性が期待できるもののうち製剤化分の接種、原液の製剤化の要請 ●厚生労働省(国立感染症研究所)はパンデミックワクチン製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じ、特定接種の実施を決定 ●基本的対処方針に総枠、対象、順位など具体的運用の決定 ●国家公務員を対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う。 	●従来の計画を評価、第二波に備える
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に流通できる体制を整備 ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請 ●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等につき情報提供 ●必要に応じて輸入ワクチンを確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●実施について基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定 ●新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する。 		
県	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に流通できる体制を整備 ●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員を対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員を対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員を対象者に特定接種を継続 	●国の方針に従い再整備	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 		
市町村	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員を対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員を対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員を対象者に特定接種を継続 		
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●実施主体として速やかに接種できる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制(医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等)の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団的接種を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種の継続 		

(6) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与

抗インフルエンザウイルス薬については、国・県においては備蓄し、抗インフルエンザウイルス薬を効果的・効率的に使用するため、県、医療機関、卸売業者等による適切な保管・流通・投与を行う。

分担	未発生期	海外発生期～ 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ●抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、適正な流通の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザ薬の流通状況等を把握 ●抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導 ●必要に応じ製造販売業者に対して追加製造を指導 ●都道府県と連携し、医療機関等に対し、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者(患者の同居者、濃厚接触者、医療従事・水際対策関係者等)に必要な応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請 		<ul style="list-style-type: none"> ●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握 ●都道府県からの補充要請に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、卸業者を通じて放出 ●予防投与の効果等を評価した上で患者の同居者に対する予防投与を継続するか決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価、第二波に備える
県	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置し ・在庫状況等を把握する体制整備 ・備蓄の放出方法について取り決める 	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等で協議された内容を確認するとともに、未発生期に整備した体制を用いて、在庫状況等の把握を開始 ●卸業者に対し、製造販売業者が流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保し、感染症指定医療機関等の発注に対応するよう指導 ●備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を国に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ●各医療機関等での使用状況及び在庫状況に関する情報を収集 ●必要に応じて卸業者に対し各医療機関等の発注に対応するよう指導 ●市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に供給 ●備蓄量が一定量以下になった時点で国に補充を要請 ●備蓄分の使用状況及び在庫状況を国に経時的に報告 		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●県からの要請に応じ適宜協力 				

(7) 帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関

地域の限られた医療資源(医療従事者、病床数等)を効率的・効果的に活用できるよう、事前に医療提供体制を整備し、患者数等の流行状況に応じた対応を行う。

分担	未発生期	海外発生期～ 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップ ●医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関の診療継続計画の作成要請、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正し、関係機関に周知 ●新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●国立感染症研究所において検査体制の確立。地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●患者等が増加してきた段階では、都道府県等に対し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県等に対し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 ●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ●二次医療圏の圏域を単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置し、圏域ごとの地域の実情に応じた医療体制の整備 ●医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関へ診療継続計画の作成要請、支援 ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置準備。感染症指定医療機関等での入院患者受入準備 ●県内感染期における医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の要請を受け帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置 ●帰国者・接触者外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染症対策を講じた上で、診療体制を整備する ●疑似症患者の入院の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの継続 ●新型インフルエンザ患者に対し、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等で入院措置 ●患者等が増加してきた段階では、新型インフルエンザ等対策専門委員会の意見を聴いて、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、県医師会及び郡市医師会と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●衛生研究所においてPCR等の確定検査 ●医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、県医師会、郡市医師会と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知 ●通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合、医療関係者に対する要請等を検討 ●電話再診患者等への抗インフルエンザウイルス薬等の処方方法の周知 ●検査キャパシティからのPCR検査等の実施の優先順位を判断 ●引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施 ●緊急事態の場合は、上記の対策に加え、医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時的医療施設の設置等において医療を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価、第二波に備える
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●県からの要請に応じ適宜協力 			<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援 ●県からの要請に応じ適宜協力 	

1): 保健所設置市は、県との協議の上、県と同様の役割を担うことは可能

(8) 個人・家庭及び地域における対策 埋火葬

新型インフルエンザの流行により、地域住民が混乱しないよう必要な情報提供を行うとともに、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯(要援護者)へ、発生後速やかに必要な生活支援ができるようにする。

分担	対策	未発生期	海外発生期～ 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
国	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ●一般相談窓口(コールセンター)の設置 ●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援 					●従来の計画を評価、第二波に備える
	埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援 					
県	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村に対し、必要な支援 			<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて、県の備蓄資材を市町村に配送 		
	埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> ●一般相談窓口(コールセンター)の設置 ●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制の構築 ●資器材等の備蓄 ●情報の把握、資材等の確保 ●市町村に対し、火葬場経営者に可能な限りの火葬炉の稼働を要請、広域的な火葬体制の整備、遺体の保存対策、一時的な埋葬を考慮 					
市町村	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討 ●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施 ●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討 ●その他、必要と思われる住民支援 					
		<ul style="list-style-type: none"> ●要援護者への支援 					
	埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の設置 ●死亡者増加をふまえ、円滑な埋火葬のための体制整備(遺体保管場所等を確保) ●死亡者の増加にともない、円滑な埋火葬体制の準備開始 ●火葬体制の整備 ●臨時遺体安置所の拡充 ●墓地埋葬法の手続の特例に基づく埋火葬に係る手続き 					